

補助金に係る交付指針

1 補助金交付指針策定の趣旨等

この指針は、補助金を効果的、効率的に運用するとともに、補助金の交付基準等を明らかにすることにより、公平性、透明性を確保し、より適正な補助金の交付及び執行を図るため策定するものです。

2 補助金交付に際しての基本的な考え方

補助金については、地方自治法第232条の2の規定により、「公益上必要がある場合」に交付することができるかとされています。

このことから、補助を行う場合には、その対象となる事業等に住民の福祉の向上といった効果のほか、広く住民を対象としているなどの公益性が認められ、また、それらの事業は住民のニーズや市として推進すべき事業内容に即しているかといった視点で交付に際しての検討を行うことが必要となります。

さらに、補助金の交付に際しては、住民の税金等の公金により支出されるものであることから、費用対効果での検討のほか社会通念上認め難い経費については補助の対象としないなど、真に必要とされる必要最小限の補助金額とし、補助事業の実施効果の視点からの検証を行うことも必要となります。

また、補助金については、大きく「事業費補助」と「運営費補助」の2つの区分に分類されますが、補助金の交付に際しては、公益性の有無について判断を行なう必要があることから、団体等が実施する事業等に対する補助としての「事業費補助」を基本とします。

事業費補助

団体等が実施する事業について公益性が認められ、当該事業を実施していくに際して財政的支援が必要とされる場合に実施する補助。

運営費補助

市の方針として団体等の設立に積極的に関与を行う場合や、他の団体等による事業実施の見込みが無く、特に公益性の高い事業を実施しようとする団体等が設立される際、その設立及び初期の運営に際して一定の補助が必要と判断される場合にその運営に係る費用の一部を補助するもの。

なお、現在交付されている運営費補助については、前述の運営費補助の要件に該当しない場合にあっては廃止又は上記「事業費補助」に照らして、必要性が認められる場合には、事業費補助へ切り替えることとします。

参考（地方自治法抜粋）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金交付指針の対象外とする補助金

次のアからウまでのいずれかに該当する補助金については、本指針の対象外とします。

ア 国・県の補助基準等に基づき支出される補助金

イ 法令等により本市の補助すべき額が特定される補助金

ウ 本市が出資等を行う外郭団体及び本市が法令等に基づき積極的に設置に関するを行った団体に対する補助金

3 補助金交付に際しての検討

交付基準

補助金の交付に際しては、地方自治法第232条の2の規定に基づく公益上の必要性のほか、市の施策との適合性や団体の適格性といった視点から交付を行うかどうかの検討を行うことが必要となります。

これらの検討に際しては、次の表に掲げる視点等に立って、具体的な検討を行うこととし、これらに該当しない項目がある場合には、廃止、縮小等により整理することとします。

視 点	検 討 内 容
1 事業の公益性	事業等の内容が、住民の福祉の向上に寄与しているか。
	事業等の内容が、特定の者への利益又は便宜等の供与でなく、広く住民等を対象（参加の機会があるか）としたものとなっているか。
2 事業の必要性	事業等の内容が、住民のニーズや市の方針と合致し、推進しようとするものであるか。
	事業等の内容が、市として現時点において取組を推進することが適当であるか。
3 支援の経済的妥当性	団体等に対して補助を行わなければ事業等が実施できないか。
	団体等の繰越額が補助金額を上回っていないか。
4 団体等の適格性	団体等の継続性が認められ、会計処理が適正に行われているか。
	補助しようとする事業が営利を目的とした活動となっていないか。
5 他団体との均衡性	同様の事業を行う団体に対する補助金額の均衡が図られているか。
	他団体が補助を受けずに事業を実施していないか。
6 法令等の適合性	補助金の支出が規則又は交付要綱等に基づくもので、法令等に抵触していないか。

交付対象経費

補助の対象とする経費については、上記「2 補助金交付に際しての基本的な考え方」の「 運営費補助」を行う場合を除き、事業実施に係る直接的経費を基本とします。

補助金の交付に係る財源は、税金を始めとする公金であるという認識のもとに、次の表に掲げる経費については補助基準額から除外するものとします。

視 点	具 体 的 内 容
公金の使途としての妥当性	団体等の実施する会議費及び研修費等、補助対象事業に係る直接的経費以外の経費については、事務内容を慎重に精査し判断する（これらの経費にあっては、会議等の結果により十分な事業効果が得られる経費を対象とする）。
	飲食費、慶弔費、交際費、積立金、予備費、他団体への負担金及び補助金等の社会通念上認め難い経費については補助基準額から除外する。
	事業等への参加者から受益と負担の原則に基づき、適正な利用料等が徴収されていない場合にあっては、当該適正とされる利用料金等の相当額を除外する。

補助率等

補助金は、自主的に公益的事業を行うことに対する財政的支援であるという観点及び補助事業に係る対象者の状況等も踏まえ補助率を設定することとし、補助率は、補助対象経費の1/2を上限とします。

但し、補助しようとする団体以外に補助対象事業者が存在しない場合であって、市が積極的に補助事業として推進しようとする場合にあっては、その事業の必要性等を勘案し補助額を決定するものとする。

4 補助金交付による効果の検証

補助金を受けて実施する事業は、公金の支出により実施されるとの認識に立って、当該事業の実施効果や住民への説明責任の観点から適正な対応がなされているかといった視点から検証を行うことが求められます。

これらの検討に際しては、上記「3 補助金交付に際しての検討」に基づく検討に加え、次の表に掲げる視点から検討を行うこととし、必要に応じて廃止、縮小等の見直しを行うこととします。

視 点	検 討 内 容
1 事業の実施効果	事業の実施目的とされる効果が認められるか。
2 利用者数等	利用者等の数が予定どおりであったか。また、継続的に実施している事業については、利用者数等が著しく減少していないか。
3 説明責任	事業の実施効果が具体的に検証されているか、また、その効果について第三者等への説明が可能な資料等が整理されているか。

5 補助対象期間

補助金の交付に際しては、毎年度、ゼロベースで補助の効果や必要性等の検証を行うこととします。

また、運営費補助については、団体の自立の観点から段階的な減額及び終期の設定を行うこととします。

6 指針の適用

当該指針は、平成20年度当初予算に係る補助事業について適用します。

なお、既存の補助金にあっては、平成21年度当初予算の編成時までには、毎年度段階的に見直しを進めることとします。